



団体総合生活補償保険 (標準型) <あんさんぶる>

団体契約の 割引[®]により 最大**37**%割

~日常生活の万が一のケガや賠償に備えましょう~

☑ たとえばこんなとき、「あんさんぶる」がお役にたちます。

基本補償(天災危険補償・熱中症危険補償※1・特定感染症危険補償※1を含む)

例) 交通事故で死亡。



例)地震による家具の 転倒でケガをして入院。



例) 熱中症で後遺障害。



例)特定感染症に 罹患し入院。



身のまわりオプション 日常生活賠償※2【示談交渉サービス付(国内のみ)】オプションのみのご加入はできません。

自転車で他人に ぶつかりケガをさせた。



キャッチボール中に 他人にケガをさせた。



過ってお店の商品を 壊した。



具体的な事故例

たとえば、近年話題となっている自転車事故によるリスク にも備えられます。

ご本人やご家族が自転車に乗っている時、 万一歩行者にケガをさせてしまい法律上 の賠償責任を負ったら…あんさんぶる では、身のまわりオプションの『日常生活 賠償』をセットできるので安心です。



〈自転車での加害事故例〉

男子小学生(11才)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62才)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。



高額賠償判例9,521万円

2013年7月4日判決 神戸地方裁判所

ご存じ ですか!?

自転車保険の加入義務化について

自転車保険の加入を義務づける自治体が増えています。 も しもに備えて『日常生活賠償』のセットがオススメです!

☑ 補償内容と保険料

おす		基本補償(個 保険]人型) (1Q) 金額		オプション(A1) 保険金額	- H
すめプ	傷害死亡• 後遺障害	傷害入院※3 支払限度日数 180日	傷害手術	傷害通院※3 支払限度日数 90日	日常生活賠償	月 払 保険料
おすすめプラン(天災あり)	140万円・ 5.6万円〜 140万円 ケガのみ補償	1日につき 3,000円 ケガのみ補償	入院中の手術: 傷害入院保険金日額の 10倍 入院中以外の手術: 傷害入院保険金日額の 5倍 ケガのみ補償	1日につき 2,000 円 ケガのみ補償	3億円 (免責金額なし)	920ฅ

割引率 最大37%

(※団体割引30%、大口契約割引10%(傷害のみ)) なお団体割引、大口契約割引については、前年度ご加入いただいた被保 険者の人数に従って割引率が適用されます。

- ※1 特定感染症危険補償については傷害死亡および傷害手術はお支払対象外となります。熱中症危険補償については傷害死亡保険金はお支払対象外となります。
- ※2 日常生活賠償は、本人がご加入いただくことで、本人の配偶者、本人またはその配偶者と同居の本人またはその配偶者の親族および別居の未婚の子までを被保険者(補償の対象者)とします。詳細は、P13に記載の二次元コードより、WEB版の重要事項説明書のP1をご確認ください。
- ※3 被保険者1名あたり、傷害入院保険金日額15,000円、傷害通院保険金日額10,000円が加入限度となります。既にご加入をされている他の傷害保険等との保険金日額の合計が加入限度を超えないようにご加入ください。

代理店・扱者 東急保険コンサルティング(株) 幹事保険会社 三井住友海上火災保険(株) 企業営業第三部第四課

・お問合せ先はP25の「お問合せ先」にてご確認ください。

申込締切日

令和7年4月11日(金)

中途加入補償期間

●令和7年7月1日午前0時から令和7年12月1日午後4時まで。 申込締切日以降にご加入を希望される場合は、代理店・扱者または、引受保険会社までお問合わせください。

保険期間

●令和6年12月1日午後4時から令和7年12月1日午後4時までの1年間への中途加入の取扱いとなります。 申込締切日以降にご加入を希望される場合は、代理店・扱者または、引受保険会社までお問合わせください。

第1回給与引去開始月

●令和7年6月

お申込人となれる方

●東急株式会社およびそのグループ会社(以下、「東急グループ各社」と記載します。) に勤務されている役員・従業員に限ります。

被保険者(補償の対象者)本人(*)

- ●東急グループ各社に勤務されている役員・従業員およびその家族(ご本人の配偶者、お子さま、ご両親、ご兄弟ご姉妹およびご本人と 同居のご親族)です。
- (*) 加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

申込方法

配布しました『東急グループ団体傷害保険「あんさんぶる」加入申込票』に、ご記入のうえ、ご提出ください。 〈自動継続の取扱いについて〉

今回ご加入いただく皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、次年度の募集においては今回ご加入の内容 に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。

険金、入院保険金および通院保

基本補償に含まれる特定感染症危険 「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約は初年度責任開始日※からその日を 含めて10日以内に発病した特定感染症に対して保険金をお支払いしません。

	中途加入日:2025年7月1日 (ルーキーズセレクトプラン)	中途加入日:2025年10月1日の場合 :	保険始期日:2025年12月1日
新入社員様 (ルーキーズ セレクトプラン)	2025年7月1日〜2025年12月1 10日間の支払 対象外期間	日までのご契約	2025年12月1日〜 2026年12月1日までのご契約
中途加入者*		2025年10月1日〜 2025年12月1日までのご契約 10日間の支払 対象外期間	2025年12月1日~ 2026年12月1日までのご契約
新規加入者**			2025年12月1日~ 2026年12月1日までのご契約 10日間の支払 対象外期間

[※]新入社員様がルーキーズセレクトプランで「あんさんぶる」にご加入された場合、「あんさんぶる」の中途加入日が 2025年7月1日となり、 「あんさんぶる」にセットされている特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約の初年度責任開始日も2025年 7月1日となります。2025年7月1日~2025年7月10日までの10日間については支払対象外期間となりますのでご注意ください。 ルーキーズセレクトプラン以外で 2024 年 12 月 1 日~ 2025 年 12 月 1 日の保険期間中途で[あんさんぶる] にご加入された方は、 中途加入日が特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約の初年度責任開始日となります。 なお、上図において中途加入者*の中途加入日は一例として2025年10月1日としております。 また、統一募集期間中に「あんさんぶる」に加入された新規加入者 ** の特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」 補償の初年度責任開始日は2025年12月1日となります。

☑【あんさんぶる】引受ガイドライン

あんさんぶるでは、独自の引受ガイドラインを設定しており、引受ガイドラインに抵触した場合は、翌年度以降引受ができない等加入条件の制限をさせていただく場合がございます。

なお、引受保険会社は次年度の本保険引受の審査のため、本保険契約における保険金請求情報を、代理店・扱者に提供することがあります。

区分	内容	補足	引受ガイドライン
A	モラルリスク	・飲酒運転等の法令違反 ・事実を偽った不正な保険金請求 が行われた場合など	基本的に翌年度以降の保険契約については、お引受けできません。また、保険金請求の内容によっては、総合的な判断によりお支払いできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
В	その他、割引率維持の観点から右記事故に該当する場合	数が非常に多いと判断される事 故で、引受保険会社より個別に	-3 0 13211 - 0 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7

- ①保険金をお支払いする場合に該当したときは、30日以内に代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ②傷害保険金は、「医師による治療が必要な場合において、病院または診療所にて医師の治療を受けたご入院・ご通院等」に対してお支払いいたします。
- ③頸部症候群 (いわゆる 「むちうち症」) または腰痛 (ギックリ腰を含む) につきましては、原則として他覚的所見が確認できる場合のみ保険金をお支払いいたします。
- 【注1】「他覚的所見が確認できる場合」とは、レントゲン・脳波・筋電図等の検査結果あるいは医師が客観的に把握できる理学的検査所見 に異常があるものをいいます。
- 【注2】他覚的所見がある場合は検査結果を診断書に具体的に明記していただくよう医師にご依頼ください。 (医師に他覚的所見の有無をご確認の上、診断書等の必要書類をご提出ください。)

☑ ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容で あること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1.保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。 万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

<u>[重要事項のご説明]に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。</u>

- ・保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)
- ・保険金額 (ご契約金額)
- ・保険期間 (保険のご契約期間)
- ・保険料・保険料払込方法
- 2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

- ・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか? 「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
- *ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。 または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか?
- ・加入申込票の「職業・職務」欄(「職種級別」欄を含みます。)は正しくご記入いただいていますか?
 - または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか?
- ・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか?
- *ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。
- 3. 次に該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。
 - ・この保険制度に新規加入される場合

☑ 保険金のお支払等について

※印を付した用語については、P65 ~ 66の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)
■基本補償(団体総合生活補償保険(煙進型))

	基本補償(L	Ť	賞保険(標準型))	
保	険金の種類	保険金をお支払い する場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
	傷害死亡 保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1)傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2)既にお支払いした傷害後遺障害保険金は(特定感染症危険「後遺障害保険金がよび通院保険金」**に関する場所では、場害死亡・後遺障害保険金額は、傷害死亡・後遺障害保険金額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ
傷害	傷害後遺 障害保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	保険期間中が悪いでは、事は、事がでは、事ができません。事ができませんの日本のでは、事ができません。 日本のでは、事ができません。 日本のでは、事ができません。 日本のでは、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合 (4% ~ 100%) (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日が発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要すなの名場合は、引受保険会社は、事おける場合は、引を含めて181日目度を割りでは、の日からその日を含め遺障害*の程度を表して、傷害後遺障害保険金をお支払いした場遺障害に変する場合は、既にあった後遺障害に対すすると、(注3) 同一の部でに後遺障害に対すするより、既にあった後遺障害に対すると、(注3) 同一の部でに後遺障害に対するといきないした傷害とが過院保険金」補償する後、場にお支払いした場害とが過院保険金」補償する後、場にお支払いした特定感染症*に関する後、傷害後遺障害保険金金の額を差別によります。よっ、保険金を含障害保険金金の額を差別によります。また、保険知らの場合に、支払いる傷害とはります。また、保険知らできる。	●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●P64の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガなど(注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
保険	傷害入院 保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	[傷害入院保険金日額]×[傷害入院の日数] (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院*に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
金	傷害手術 保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、事故の日か、事故の発生の日からの日を含めて180日以内に手術*を受けられた場合		
	傷害通院 保険害補償 (標準型) 特約	は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	(注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院*に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いする期間中をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をか支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	

保険金の種類	保険金をお支払い する場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
特よ保★ 大保 大保 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の	保険期間を発売を発売を発売を発売を発売を発売を発売を発売を発売を発売を入るのでは、180円割が発生を表示をは、180円割が発生を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%) (注1)政府労災保険金支払割合(4%~100%)と感に定められた保険金支払割合(4%~100%)と感じた等級で、おりた保険に支払割合をを扱った。と感じます。(注2) をするの日のでは、180日をおりの日のでは、180日をおりの日のでは、180日をおりの日のでは、180日をおりの日のでは、180日をおりの日のでは、180日のでは、1	 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による特定感染症*の発病* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による特定感染症の発病症の発病(テロ行為による特定感染症の発病は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による特定感染症の発病 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による特定感染症の充病を燃発病 ●傷害保険金をお支払いすべきケガ*による特定感染症の発病 ●傷害保険金をお支払いすべきケガ*による特定感染症の発病 ●保険責任開始日からその日を含めて10日以内の特定感染症の発病(ただし、この保険契約が特定感染症を補償する継続契約の場合は、保険金の支払対象となります。)
特定感染症に は を を を を を を を を を を を を を	定等を は に発ののして症す。 に発ののして症す。 関症をしか(をした染感対すりを 関症をしたいでででである。 で発ののして症す。 に発いのででは、 に発いでいるが、 に発いでいるが、 に発いでいるが、 に発いでは、 に発いでは、 に対しているが、 に対しているが、 に対しているが、 に対しているが、 に対しているが、 に対しているが、 に対しているが、 に対しているが、 に対しているが、 にが、 にが、 にが、 にが、 にが、 にが、 にが、 に	(注1) 特定感染症*を発病*した日からその日を含めて180日を経過した後の感染症入院に対しては、特定感染症による入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする感染症入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による入院保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による入院保険金をお支払いしません。 (注2) 特定感染症による入院保険金を発病した場合は、特定感染症による入院保険金をお支払いする場合」に該当する特定を発布を重ねてはお支払いしません。 (注3) 特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金をかすが表をあるよいする場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	(特定感染症による後遺障害保険金と同じ)
特よ金 ★特定 「原 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	保険期間中に特定 感染症を発病* し、その特定の をため通 たた場合 (以下、定通 いいます。)	[傷害通院保険金日額] × 感染症通院の日数 (注1) 特定感染症*を発病*した日からその日を含めて180日を経過した後の感染症通院に対しては、特定感染症による通院保険金をお支払いりません。また、お支払いする感染症通院の日数は90日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中に通院*をお支払いする期間中に通院*をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金または特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中にさらにちる通院保険金をが支払いする期間中にさらにちる通院保険金をお支払いする場合] に該当する特定感染症による通院保険金をお支払いする場合」に該強当する特定感染症による通院保険金をお支払いする場合」に該強力による通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金をお支払いする期間ではのでは、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	(特定感染症による後遺障害保険金と同じ)

●身のまわりオプション(団体総合生活補償保険(標準型)/日常生活賠償)

①保険期間中の次のア・または イ・の偶然な事故により、他 人の生命または身体を害した リ、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負っ れた場合 ②日本国内において保険期間中の次のアまたは・の偶然な事故により、渡って線路へ力 しまったこと等が原因で電車等等いを運行系能・変した。 法律上の損害賠償責任を負った場合 ②日本国内において保険期間中の次のアまたはもの偶然な事故により、渡って線路へ力 しまったこと等が原因で電車等等いを運行系能・変したは、法律上の損害賠償責任を負った場合 ア・本人の居住の用に供される を完全 が原因で電車等等いを運行系能・変したは、法律上の損害賠償責任を負っれた場合 ア・本人の居住の用に供される を完全 が変した場合 (注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険者の世所人(家事使用人人(家事使用人人(家事使用人人(家事使用を)を放したことによる損害賠償責任を (注2) 損害賠償金額等の決定については、あちかじめ引受保険会社の承認 ア・本人の居住の用に供される (注2) 損害賠償金額等の決定については、あちかじめ引受保険会社の承認 イ・被保険者の日常生活に起 因する偶然な事故 イ・被保険者の日常生活に起 因する信然な事故 イ・競技の表情といいます。 (注4) 日本国内において発生した事故による損害賠償債責任 (注2) 損害賠償金債債責任 (注3) 上記算式により計算した額とは (注2) 損害賠償金額等の決定については、あちかじめ引受保険会社の承認 (注4) 日本国内において発生した事故による損害賠償債責任 (注4) 日本国内において発生した事故による損害賠償債責任 (以3) 上記算式により計算した額とは、 (注4) 日本国内において発生した事故による損害賠償責任 (以4) 日本国内において発生した事故に表しまる損害賠償責任 (以4) 日本国内において発生した事故に表しまる損害賠償責任 (以4) 日本国内において発生した事故に表しまる損害・協債責任 (以4) 日本国内において発生した事故に表しまる事故に表しまる事故に表しまる事故に表しまる事故に表しまる。 (注4) 日本国内において発生とした事故に保険者のは対する法法に管理に起因する法法に管理に起因する法法に管理に起因する法律に対する法法に管理に起因する法法に管理に起因する法法に管理に起因する法法に管理に起因する法法に管理に起因する法法に管理に起因する法法に管理に起因する法法に管理に起因する法法に対策を表した。 (注4) 日本に対する事故に管理に起因する法法に管理に起因する法法に管理に起因する法法に管理に起因する法法に管理に起因する法法に対策を表した。 (注4) 日本に対する法法に対策を表した。 (注4) 日本に対する法法に対策を表した。 (注4) 日本に対する法法に対策を表した。 (注4) 日本に対する法法は、(注4) 日本においていていていていていていていていていていていていていていていていていていて	●身のまわりオン	(BIT 100 B 210 III)	镇保険 (標準型)/日常生活賠償)	
イ・の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ②日本国内において保険期間中の次のアまたはイの偶然な事故により、誤って総路へ立入ってしまったこと等が原因で事事が定遇行不能でいる。 ②日本国内において保険期間中の次のアまたはイの偶然な事故により、誤って総路へ立入ってしまったこと等が原因で事事である情害性の自力に対して、現得するものがある場合は、その価額中等である場合に対して、財害賠償金額等の決定にしいて、法律上の損害賠償責任を負われた場合 下本人の居住の用に供される住宅(**3) の所有、使用または管理に起因する偶然な事故	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
留する方(真性無能力ものも 親等内の血族、配偶者および 3親等内の姻族に限ります。) を被保険者とします。「同居の 親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人または その配偶者との自然等内の血族 および3親等内の姻族をいい ます。「別居の未婚の子」と は、本人またはその配偶者と 別居の、本人またはその配偶者と 別居の、本人またはその配偶者と 別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。		他たて、わ中事っ電、わるは起し上、な、的・動、び。能・者監らび)ののは族いとと偶のよった。居の名は、とと不時間に関するないとうの方は、監能が関するは、といる。本の相のないでは、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きに	負担する法律上の損害賠債責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟 一	● では、

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明			
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、 テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは 宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその 主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。			
天災危険補償特約 (自動セット)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*のときも、傷害保険 金をお支払いします。			
熱中症危険補償特約(自動セット)	保険期間中の急激かつ外来による日射または熱射により被った身体の障害についても、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金または傷害通院保険金をお支払いします。			

補償対象外となる運動等

山岳登はん $^{(*1)}$ 、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 $^{(*2)}$ 操縦 $^{(*3)}$ 、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 $^{(*4)}$ 搭乗、 ジャイロプレーン搭乗

- その他これらに類する危険な運動 (*1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング (フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。) をいいます。 (*2)グライダーおよで飛行船にもなっません。

- (*2)グライダーおよび飛行船は含みません。 (*3)職務として操縦する場合は含みません。 (*4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みま

【※印の用語のご説明《50音順》】

- ●「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、 画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。
- ●「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。 (*)いずれもそのための練習を含みます。
- ●「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- ●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
 - 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
 - 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
 - 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
 - [傷害]には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。

①細菌性食中毒

②ウイルス性食中毒

- (*) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- ●「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
 - ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。) または脊柱
 - ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含め ギプス等*の固定具を装着した場合に限ります。
 - ・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限ります。
- ●「後遺障害」とは、治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の 重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに 足りる医学的他覚所見のないもの*を除きます。
- ●「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
- ●「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- ●「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。
- ●「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 (*1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 - ②先進医療*に該当する診療行為(*2)
 - (*1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても 手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
 - (*2)②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。 ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- ●「乗用具」とは、自動車等*、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- ●「親族」とは、6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。
- ●「先進医療」とは、手術*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの (先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。なお、 先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- ●「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- ●「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- ●「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療*を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
- ●「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- ●「特定感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。
 - ①一類感染症
 - ②二類感染症
 - ③三類感染症
 - ④指定感染症 (*)
 - (*) 指定感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定に基づき一類感染症、 二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。

- ●「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。
- ●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- ●「発病」とは、医師*が診断(*) した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。
 - (*) 人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- ●「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

補償内容の留意事項

●傷害事故に該当しないご症状の一例

傷害保険の補償対象となるケガは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。例えば身体への持続的・継続的作用によって生じた以下のご症状は急激性を満たさないため傷害保険の対象とはなりませんので、ご了承ください。

- ○テニス肘 ○ヘルニア ○靴ずれ ○日焼け など
- ●傷害通院時の保険金についてのご注意
 - ・柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
 - ・1日の内で違うケガにより2か所以上の病院(診療科)へ通院した場合でも傷害通院保険金は重複してはお支払いしません。
 - ・病気とケガの関係について

病気により、ケガの回復が遅れた時は、病気の影響を医師に確認の上、傷害保険金を支払います。(たとえば、骨の折れやすくなる病気の骨粗鬆症等)

保険金をお支払いする場合に該当したときの手続

〈保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡〉

保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

〈保険金支払いの履行期〉

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(*1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(*2)を終えて保険金をお支払いします。(*3)

- (*1)保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
- (*2)保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- (*3)必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

〈保険金のご請求時にご提出いただく書類〉

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

【ご提出いただく書類】 以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
- ・引受保険会社所定の同意書
- ・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写) 等)
- ・引受保険会社所定の診断書
- ・診療状況申告書
- ・公の機関 (やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書

- 死亡診断書
- ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
- ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

〈代理請求人について〉

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

- (注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)」
 - ②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
 - ③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)法律上の配偶者に限ります。

●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。なお、示談交渉をお引受けした場合でも、話合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

- ○1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- ○相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- ○相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- ○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

ご加入にあたってのご注意

- ●この保険は東急株式会社が保険契約者となる団体契約であり、保険契約者より加入を案内しております。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- ●お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

●〈引受保険会社〉

この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。

それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。 引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。

三井住友海上火災保険(株)(幹事会社) 58.6%

東京海上日動火災保険(株) 19.4%

損害保険ジャパン(株) 15.5%

あいおいニッセイ同和損害保険(株) 6.5%

- ●〈経営破綻した場合等の保険契約者の保護について〉
 - ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
 - ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
- ●ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- ●この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- ●引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする 継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。 そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。 あらかじめご了 承ください。